

ホスティング利用契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社 IDC フロンティア(以下「当社」といいます。)は、このホスティング利用契約約款(以下「本約款」といいます。)に定めるところにより、基本サービス(第3条第1号に定義)およびこれに付随するオプションサービス(以下、基本サービスと併せて「本サービス」といいます。)を提供します。本約款は、当社とお客様(第3条第2号に定義)との間における本サービスの利用にかかる一切の契約(以下「利用契約」といいます。)に対して適用されます。
2. 当社のホームページにおいて公開する、または個別に通知する本サービスの仕様、利用方法、注意事項、制限事項その他の事項(以下「サービス規定」といいます。)については、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。本約款とサービス規定に矛盾または抵触する定めがある場合、サービス規定が本約款に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本約款に定める各別記の他、個別の規約を定める場合があります。当該特約または規約は本約款に優先して適用され、当該特約または規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、その提供元であるライセンサーからそれぞれ利用規約(以下「ライセンサー別規約」といいます。)が提示される場合があります。この場合、ライセンサー別規約は、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。ライセンサー別規約は本約款に優先して適用され、当該規約に定めのない事項については本約款が適用されるものとします。
5. 当社は、お客様が本サービスの申込を行った時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、予告なく本約款を変更することがあります。
2. 最新の本約款については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点又は当社が別途指定する日から効力を生じるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本約款の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。
4. ライセンサー別規約は、予告なく変更される場合があります。これにより本約款を変更することとなる場合、前項の定めは適用されません。
5. 本約款の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。

第3条 (定義)

本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「基本サービス」
当社が運営する、インターネットを介してアクセスするコンピュータ(サーバー)の容量および機能を提供するサービスをいいます。
- (2) 「お客様」
本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (3) 「利用料金」
利用契約に基づき本サービスの利用の対価としてお客様が当社に支払う料金(初期費用、月額費用、追加費用およびその他料金のすべてを含みます。)をいいます。
- (4) 「認証情報」
当社が提供した管理者用アカウント、ユーザーID、パスワード、ビジネスID(本条第7号に定義)、担当者ID(本条第8号に定義)その他の本サービスを利用するにあたり必要となるお客様とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。
- (5) 「ビジネス会員制度」
当社が提供する各種サービスを利用するために登録が必要な会員制度をいいます。
- (6) 「ビジネス会員」
当社が定めるビジネス会員制度に登録した者をいいます。
- (7) 「ビジネスID」
ビジネス会員登録時に当社が発行するお客様専用のIDをいいます。
- (8) 「担当者ID」
設定担当者(第20条第1項に定義)が本サービスを利用するために必要な専用IDをいいます。
- (9) 「本サービス用設備」
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が提供するハードウェア(コンピュータ・サーバ、ストレージ、電気通信設備等を含みますが、これらに限定されません。)およびソフトウェア(OS、ミドルウェア、各種アプリケーション・ソフトウェア、コンテンツ、データベース等を含みますが、これらに限定されません。)をいいます。
- (10) 「お客様設備」
本サービスの提供を受けるためお客様が設置するハードウェアおよびソフトウェアをいいます。
- (11) 「当社提供物」
本サービスにおいて当社がお客様に提供する文書(本サービス用設備に付随する操作説明書等の書類を含みます。)、資料、本サービス用設備その他の有体物および無体物をいいます。
- (12) 「メンテナンス」
本サービスの提供を維持、追加、保守するために必要なすべての作業をいいます。

第4条 (会員登録)

お客様は、本サービスを利用するにあたり、当社が定めるビジネス会員制度へ登録するものとします。

第5条 (通知)

1. 当社からお客様への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. お客様は、当社からの電子メールについて、登録時にお客様が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
4. 第 1 項の通知を書面で行う場合は、登録時にお客様が届け出た住所に対して行うものとし、書面が到達した時点または延着もしくは不到達となった場合でも通常到達すべき時をもって当該通知が到達したものとみなします。

第 2 章 契約の成立

第 6 条 (利用契約の締結等)

1. 利用契約は、お客様が当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
2. 本サービスは事業者向けのサービスです。お客様は、本サービスを一般消費者としてではなく、事業目的で利用するものとします。
3. お客様は、本サービスの利用にあたり当社が指定する情報について、正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。
4. 法人名/団体名、所在地、メールアドレスその他のお客様の情報(以下「お客様情報」といいます。)に変更があった場合、お客様は、当社の定める書式及び方法により遅滞なく当該変更内容について当社に届け出るものとします。
5. 前項の届出を怠ったことで生じたお客様の損害について、当社は責任を負いません。
6. 当社は、前各項その他本約款の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新を承諾しないことがあります。
 - (1) お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術上、その他の理由で困難である場合
 - (2) お客様が提出した情報等に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合
 - (3) お客様が第 28 条(当社による解約)第 2 項各号および第 3 項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合
 - (4) 当社が提供する各サービスについて、お客様が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
 - (5) お客様が当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
 - (6) 登録情報の住所が日本国内でない場合
 - (7) お客様が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - (8) 上記各号のほか、お客様に本サービスを提供することを当社が不相当と判断する場合

第 7 条 (契約期間)

1. 利用契約の期間は、別に定めるものとします。なお、当社の定める期日までにお客様または当社から利用契約を終了する旨の意思表示がないときは、従前の条件で更新されるものとし、その後も同

様とします。

2. 前項にかかわらず、お客様がビジネス会員を退会した場合は、その終了事由のいかんにかかわらず、同時に利用契約も終了するものとします。
3. オプションサービスは基本サービスの提供期間中にものみ提供します。基本サービスの提供が終了する場合、オプションサービスの提供も同時に自動的に終了します。

第3章 本サービスの利用料金

第8条（利用料金の支払い）

1. お客様は、当社所定の方法で当社の指定する支払期日までに、別に定める本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、お客様の負担とします。
2. 当社は、第15条（本サービスの一時的な制限および提供停止）第1項または第28条（当社による解約）第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。
3. 利用料金の支払いが前払い式の場合、当社が別に定める場合を除き、お客様は本サービスの利用開始後、利用料金の返還を請求することはできません。また、利用料金の支払いが後払い式の場合、当社都合により利用契約を終了する場合を除き、当社は契約期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとします。
4. 利用契約の内容の変更により新たに申し込まれる本サービスの利用料金が減額となる場合であっても、当社が別に定めた場合を除き、当社は契約済みの利用料金の前払分について返還等はしません。
5. 利用契約の内容の変更により本サービスの利用料金が增加する場合には、効力発生日より新料金を適用するものとし、その該当サービス期間における残期間分の金額（差額）を当社が指定する日までに支払うものとします。
6. 電力料金、仕入価格の著しい高騰等、経済情勢の変動を原因に本サービスの利用料金が不相当となったことにより利用契約期間内に当該利用料金を変更する場合、当該変更手続きにおいては第2条（約款の変更）第3項の定めは適用されないものとします。

第9条（遅延利息）

1. お客様が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、当該利用料金その他の債務およびこれに対する支払期日の翌日から支払日まで年14.6%の利率で計算した遅延損害金を、当社に対して、一括して支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

第10条（預り金）

1. 当社は、次の各号に定めるお客様の金銭について預り金として管理するものとします。
 - (1) 第34条（返金）に基づき返金される金銭

- (2) その他当社が別に定める金銭
2. 預り金に利息は発生しないものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に預り金を返金するものとします。
 - (1) お客様から預り金の返金請求があった場合
 - (2) お客様がビジネス会員を退会する場合
 - (3) その他当社が必要と判断した場合
4. 預り金の返金は、当社所定の方法に従いお客様が届け出た金融機関の口座に入金することにより行うものとします。
5. お客様が預り金の返金を請求する場合、返金の単位は預り金の全部とし、一部のみの返金は認められないものとします。
6. 本サービスの利用料金債権その他の当社がお客様に対して有する債権について、当社はおお客様の預り金から優先してその回収にあてるものとします。
7. お客様は、当社が別に定める方法に従い、預り金の額を照会することができます。
8. お客様は、当社に対して有する預り金の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供することができません。

第 11 条（債権譲渡）

1. 当社は、お客様に対して有する利用料金その他の債権を法令に基づく営業許可を得た債権回収事業者に譲渡します。ただし、当社が、当該債権につき譲渡しない旨をお客様に対して別途通知した場合は、この限りではありません。
2. 前項により債権譲渡を行う場合の詳細については、本規約別記「債権譲渡に関する特約 1 利用規約」および「債権譲渡に関する特約 2 個人情報の取扱いに関する同意条項」に定めるとおりとします。
3. 当社は、お客様情報を債権譲渡に必要な範囲で債権回収事業者に開示するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

第 4 章 サービスの提供等

第 12 条（本サービスの提供とお客様設備）

1. お客様は、自己の費用と責任において、お客様設備を設定し、お客様設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
3. お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社はおお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、お客様が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第 13 条 (サービス規定の変更)

1. サービス規定は、予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス規定によります。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの要素についてそのレベルを引き下げる等、本サービスの変更がお客様に対して不利益(ただし、軽微なものを除きます。)を生じさせると判断した場合、第 2 条(約款の変更)の手続きに従い、あらかじめお客様に通知することとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 前項に関し、当社がお客様に対して不利益を生じさせたかどうかの判断は、利用料金の変更、代替措置の追加その他の事情を加味して、総合的に行うものとします。

第 14 条 (委託)

1. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本約款に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 15 条 (本サービスの一時的な制限および提供停止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に制限または停止することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備のメンテナンスを行う場合
 - (2) 本サービス用設備の提供元の事情により本サービスを提供できない場合
 - (3) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) 法令上の要請に基づく場合
 - (5) その他本サービス用設備に過大な負荷が生じる等、運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
2. 前項の場合、当社のお客様に対し、本サービスの提供を一時的に制限または停止することについてあらかじめ通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当し、当社が本サービスを提供できなかったことによりお客様または第三者が損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第 16 条 (本サービス用設備の障害)

1. 当社は、本サービス用設備について障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理または復旧のため必要な手段を講じることとします。
2. 前項の修理または復旧のために必要がある場合、当社のお客様に対して協力を依頼することができるものとし、お客様は合理的な範囲においてこれに応じるものとします。

第 5 章 サービスの利用等

第 17 条（禁止事項）

1. お客様は本サービスを利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為（広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく行為を含む）、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告または販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱し

たり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(21) 国内外の諸法令に違反する行為またはそのおそれのある行為

(22) 当社が別途定めた本サービスの利用の制限事項に違反する行為

(23) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害する等、お客様との信頼関係が失われ、当社とお客様との契約関係の維持が困難であると当社が判断した行為

2. 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることまたはお客様の提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様の行為またはお客様が提供する情報を監視する義務を負うものではありません。
3. 前項に定める停止または削除により、お客様が損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
4. 第 1 項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復帰する義務を負いません。

第 18 条（本サービスの利用に関する責任）

1. お客様は、当社提供物を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. お客様は、本サービスを通じてお客様が発信した情報その他本サービスを利用したお客様の行為およびその結果について、一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
3. お客様による本サービスの利用により当社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償するものとします。
4. お客様は、本サービスの利用に関して第三者とトラブル・紛争等が生じた場合、お客様の責任においてこれを解決するものとします。また、本サービスの制限、停止、廃止等による第三者に対する対応についても同様とします。
5. お客様は、本サービスの利用に際し第三者による不正アクセス、情報破壊行為、情報を不正に取得する行為等を認識した場合は、速やかに当社に通知するものとします。
6. 前項で定める各行為等が生じている疑いがある場合は、当社はお客様に対して調査または確認の協力を依頼することができるものとし、お客様は合理的な範囲においてこれに応じるものとします。

第 19 条（第三者によるサービスの利用）

1. お客様が本サービスを第三者に利用させる場合、お客様は当該第三者が本約款に同意し、これを遵守することを確認するものとし、かつ当該第三者の利用に関して当社に対して一切の責任を負うものとします。
2. 前項の場合においては、当該第三者の行為をお客様の行為とみなして本約款が適用されるものとします。

第 20 条（設定担当者）

1. お客様は、当社所定の方法により、お客様が指定する第三者に対し、本サービスの設定担当者（以

下「設定担当者」といいます。)として定められた範囲でお客様のためにお客様と同様に本サービスを利用し、管理させることができるものとします。

2. 設定担当者による本サービスの利用および設定担当者の行為は、お客様自身の利用または行為とみなし、お客様は一切の責任を負うものとします。お客様は設定担当者をして本約款に同意させ、これを遵守させるものとします。
3. お客様と設定担当者との間で生じた紛争等に関して、当社は責任を負わないものとします。
4. お客様は、いつでも設定担当者の登録および資格を解除することができるものとします。
5. 当社は、設定担当者からの求めに応じ、いつでも設定担当者の登録を解除することができるものとします。
6. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、設定担当者による本サービスの利用を停止し、または設定担当者としての登録を解除することができるものとします。この場合、当社は事前にお客様にその旨を通知するものとしますが、やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - (1) 設定担当者が別途当社の定める設定担当者の義務に違反した場合
 - (2) 設定担当者によるサービス利用が当社もしくは第三者に損害を与えると当社が判断した場合
 - (3) その他当社が定める事由に該当した場合もしくは当社が必要と判断した場合
7. 前項によりお客様に損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

第 21 条 (本サービスの再販)

1. お客様は、お客様の顧客に対し、当社が許諾した場合に限りお客様の責任のもと本サービスを再販することができます。なお、本サービスを再販する場合、あらかじめ電気通信事業法第 16 条(電気通信事業の届出)第 1 項の手続きその他法令に基づき必要とされる手続きを経なければならない場合があります。この場合、お客様は必ず法令に基づき必要とされる手続きを行うものとします。
2. お客様は法令上の手続きに従い、適法かつ適切に本サービスを再販するものとし、お客様は本サービスにかかる利用契約またはその趣旨に反して本サービスの再販を行ってはならないものとします。
3. お客様の顧客からさらに第三者に対して本サービスを再販することはできません。したがって、お客様はその顧客に対し、第三者に対する本サービスの再販その他の形態での提供を許諾することはできません。
4. 当社はお客様に対し、本サービスの提供に関する代理権を付与するものではなく、お客様は当社の代理人として法律行為を行う権限を有せず、また、当該権限を有するかのような表示を行ってはならないものとします。
5. 再販による本サービスの提供は、本サービスにかかるお客様と当社との利用契約が有効であることを前提とするものであり、利用契約が終了した場合、再販による提供も終了するものとします。
6. お客様の顧客が再販に基づき本サービスを利用する場合、当社は、当該顧客の行為をお客様の行為とみなし、お客様は、当該顧客による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとします。
7. お客様はその顧客との間で本約款に基づくお客様の義務と同等以上の義務を定めた契約を締結し、これを遵守させるものとします。
8. お客様の顧客が前項の義務に違反した場合、当社が直接当該顧客に対し、サービス利用の停止その他の本約款に基づく権利を行使できるものとし、お客様はこれを当該顧客に同意させるものとしま

- す。
9. お客様の顧客による本サービスの利用により当社に損害が生じた場合、お客様は当社に対し当該損害について賠償するものとします。
 10. お客様が本サービスをお客様の顧客に再販するにあたり、お客様とその顧客またはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、すべてお客様の責任と費用において解決するものとし、本サービスの停止、中止、廃止等による当該顧客に対する対応についても同様とします。

第 22 条（認証情報の取扱い）

1. お客様は、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
2. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様およびその他の者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。
3. 第三者がお客様の認証情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は、お客様自身による利用とみなされるものとし、お客様はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他の一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、お客様は当該損害を補填するものとします。
4. お客様の本サービスの利用に対するセキュリティーを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失等により認証情報の確認または再発行が必要な場合、お客様は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第 23 条（知的財産権の取扱い）

1. お客様に提供される当社提供物の知的財産権は、すべて当社またはライセンサーその他の権利者に帰属します。
2. お客様は、本サービスの利用範囲内に限り当社提供物を使用することができるものとし、当社またはライセンサーその他の権利者の承諾なしに他の目的に使用することはできません。

第 24 条（バックアップ等）

1. お客様が本サービスにおいて保存、作成、提供したデータ（お客様以外の第三者からお客様に対して提供、送信された情報を含みます。）については、お客様自らの責任でこれをバックアップしておくものとし、当社は当該データの保管、保存、バックアップ等に関して、責任を負わないものとします。
2. 当社は、システム保全上の理由等により、前項のデータを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、データの保全を目的とするものではなく、当社がお客様から当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性、正確性、有用性または可用性のいずれも保証するものではありません。

第 25 条（データの消去）

1. 本サービス用設備におけるお客様のデータ記憶領域（以下「お客様領域」といいます。）に保存されたデータが当社所定の基準の容量を超えた場合、当社はお客様にあらかじめ通知することなく、ま

たは同意を得ることなく、容量を超えたデータを消去し、または送受信を停止することができるものとします。

2. 当社は、前項に基づくデータの消去または送受信の停止に関し、補償その他の責任を負わないものとします。

第6章 契約の終了

第26条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 廃止日の30日前までにお客様に通知した場合
 - (2) 本サービスの提供元であるライセンサーの事情により本サービスを提供できない場合
 - (3) 本サービス用設備の提供元が、その製造、販売、使用等を停止し、またはそのサポートを終了させた場合
 - (4) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスを廃止したとき、当社は何らの債務を負うことなく、利用契約は廃止となる範囲において終了するものとします。

第27条（お客様による解約）

1. お客様は、いつでも将来に向かって本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項の解約を行う場合、お客様は当社が別に定める方法に従い、当社に対して解約の通知を行うものとします。

第28条（当社による解約）

1. 当社は、解約日の30日前までにお客様に通知することにより、いつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) お客様が本約款に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、お客様が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
 - (2) お客様の行為が第17条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (3) お客様が第6条(利用契約の締結等)第6項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (4) 支払停止または支払不能となった場合
 - (5) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合

- (8) 信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (10) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (11) お客様に対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社からお客様に対して連絡ができなくなった場合
 - (12) その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、利用契約を解約することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じると当社が判断するものをいいます。以下同じ。)である場合または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ア 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
 - イ 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
 - ウ 情報誌の購読等、執拗に取引を強要する行為
 - エ 被害者団体等、属性の偽装による当社への要求行為
 - オ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝える等した場合
4. お客様は、前二項による利用契約の解約の時点で未払いの利用料金等、当社に対する債務がある場合、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。
5. お客様が複数の利用契約を締結している場合、そのいずれかが利用料金の未払いにより解約されたときは、他のすべての利用契約はそれぞれ契約期間満了の時点をもって終了するものとします。

第 29 条 (契約終了におけるデータの取扱い)

終了事由のいかんにかかわらず利用契約が終了した場合、相当期間経過後、お客様に通知されることなくお客様領域に保存されたデータは消去されます。なお、これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第 7 章 資料および情報の取扱い

第 30 条 (情報の提供)

- 1. 当社はお客様に対し、本サービスを提供するために必要な情報の提供を求める場合があります。
- 2. お客様が前項の情報について提供を拒み、もしくは遅延したことにより、または当該情報の内容に誤りがあったことにより生じた当社の本サービスの履行遅滞、当社提供物の瑕疵等の結果について、当社は責任を負わないものとします。

第 31 条 (秘密情報の取扱い)

- 1. 当社は、当社サービス遂行のためお客様より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報の

うち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、お客様の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、本サービスを提供するために必要な委託先、ライセンサー、データセンターその他の事業者(以下、総称して「委託先等」といいます。)に対して、委託のために必要な範囲で、お客様からあらかじめ書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先等に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第32条 (情報の利用)

1. お客様は、当社がお客様に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的でお客様情報または利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社がお客様に送信することを含みます)に同意します。
2. お客様は、お客様情報および利用契約その他の契約に基づき当社がお客様から受領した情報(ただし、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を除きます)について、お客様に別途通知することなく当社が当社のグループ会社に提供し、当該グループ会社が販売促進またはサービス向上の目的でお客様情報および利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社の商品またはサービスについての案内等のメールを当社または当社のグループ会社がお客様に送信することを含みます)に同意します。ただし、この場合、当社は当社のグループ会社に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第33条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得たお客様の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社は、お客様から取得した個人情報を本サービスの提供のために必要な範囲で委託先等に提供する場合があります。
4. 当社は、お客様領域に保存された個人情報を取り扱うことはなく、また、お客様領域における個人情報の有無について何ら関知するものではありません。

第 8 章 その他一般規定

第 34 条 (返金)

1. 次の表の各号のいずれかに該当する場合、当社は既に支払われている利用料金のうち、それぞれに定める金額を返金するものとします。なお、返金額に 1 円に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

返金が生じる場合		返金額
(1)	SLA(Service Level Agreement) 次に定める方法によりお客様ごとに算出した基本サービスの月間稼働率が 99.5% を下回る場合※ 月間稼働率 = (月間総稼働時間 - 月間サービス停止時間) ÷ 月間総稼働時間 × 100 ※例: 1 か月の日数が 30 日の場合、月間サービス停止時間は 3 時間 36 分を超える場合となります。	稼働停止当月における基本サービス月次料金 × 30%
(2)	第 26 条(本サービスの廃止)により利用契約を終了する場合	利用契約終了日後、残契約日数に対応する利用料金

2. 前項表の第 1 号の定めは、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとします。
 - (1) 第 15 条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第 1 項第 1 号の場合、並びに同条同項第 4 号および第 5 号に基づく停止においてお客様に帰責事由がある場合
 - (2) 第 28 条(当社による解約)第 2 項に基づく停止の場合
 - (3) 第 15 条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第 1 項第 3 号に基づく停止の場合
 - (4) その他やむを得ない事由による停止の場合
3. 第 1 項表の第 1 号に定める月間サービス停止時間は、当社の外部監視システムから応答がない時間を 1 分単位で切り上げた累計時間とします。
4. 消費税は返金いたしません。
5. 当社に支払われていない利用料金は返金の対象外とします。
6. 第 1 項表の第 1 号に定める返金は、次の手続きにより行うものとします。
 - (1) お客様が返金を希望する場合、返金対象月の翌月 20 日(当社休業日の場合は前営業日)までに当社に対し当社所定の方法により返金請求を行うものとします。当該期限までに返金請求が行われない場合、返金請求にかかる権利は消滅します。
 - (2) お客様の返金請求は、請求時において利用契約が有効に存続していることを前提とします。既に利用契約が終了している場合、当該請求をすることはできません。
 - (3) 当社は、お客様の返金請求に対し、返金対象に該当するかどうかについて審査を行います。当該審査の結果、返金対象と判断される場合、当社はおお客様に対し、返金請求月の翌月 20 日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)までに当社所定の方法により返金額を支払うものとします。

- (4) 本サービスの利用にかかる更新費用等、お客様の当社に対する支払債務が弁済期にある場合、当社は返金額の支払債務とお客様の支払債務とをその対当額において相殺することができるものとします。

第 35 条（免責）

1. 当社は、お客様が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、責任を負わないものとします。
2. 当社は、本約款、サービス規定、ライセンサー別規約等に明示的に定める場合を除き、本サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性(有益性)、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとします。
3. 当社はおお客様に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または重過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
4. 利用契約に関して当社がおお客様に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因によりお客様に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
5. 利用契約に関する損害賠償額は、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去 12 か月間を最大期間とし、当該期間における本サービスの利用料金として現に当社に支払った額を上限とします。
6. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。

第 36 条（損害賠償）

お客様は、本約款に定める義務の履行もしくは不履行または本サービスの利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第 37 条（契約上の地位の処分禁止等）

1. お客様は、利用契約に基づくお客様の地位および利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。
2. 相続または法人の合併等によりお客様の地位が承継された場合、当該地位を承継したお客様は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、お客様が死亡した場合、当社は利用契約を解約する場合があります。
3. 前項の場合、当社は、第 28 条(当社による解約)に準じ利用契約を解約することがあります。
4. 当社は、お客様に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

第 38 条（裁判管轄）

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 39 条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 40 条（協議等）

本約款に定めのない事項および定められた項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決することとします。なお、本約款のいずれかの部分が無効である場合でも、本約款全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとします。

第 9 章 サービス切替えに関する特則

第 41 条（サービス切替え）

以下の当社レンタルサーバーサービスから本サービスに移行したお客様においては、サービス仕様や機能、料金プランに標準の内容と異なる部分があります。詳細は当社「Zenlogic ホスティングサービス仕様書」および「Zenlogic ホスティング機能仕様書」をご確認ください。

参照 URL: <https://www.idcf.jp/rentalserver/yakkan.html>

ビジネス 15、100、200、300、400

スーパービジネス 500、1000

ギガント・シリーズ

ギガント 2・シリーズ

ギガント mini・シリーズ

ライトビジネスシリーズ

ウルトラビジネス・シリーズ

ウルトラビジネス 2・シリーズ

ギガビジネス・シリーズ

ギガビジネスプラス・シリーズ

エコノミー・シリーズ(エントリー/メジャー)

ビズ・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)

ビズ2・シリーズ (ライトビズ/スモールビズ/ミディアムビズ/ラージビズ)

EC-CUBE サーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)

簡単ホームページパック

オルテビズ・シリーズ

ビジネス・シリーズ エントリ・コース

エントリービズ

ビギーガ 1・シリーズ

ギャラクティカ・シリーズ 1、2

エンタープライズ・シリーズ 1、2、3、11、12

エンタープライズ 2・シリーズ 21

エンタープライズ 3・シリーズ 31、32、33

別記 1. 「債権譲渡に関する特約 1 利用規約」

第 1 条(制度の概要)

この制度は、株式会社 IDC フロンティア(以下「甲」という)が甲の顧客(以下「顧客」という)に対して有する債権を、次条による甲が顧客の承諾を得て、ファイナンス会社(<https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>)に記載の会社をいい、以下「会社」という)に債権譲渡し、会社から代金相当額の支払を受け、顧客は口座振替、又は銀行振込もしくはコンビニエンスストアからの払い込みにより会社へ代金を支払う制度(以下「本制度」という)です。

第 2 条(債権譲渡の承諾)

- (1) 顧客は、顧客と甲との間の売買契約ならびにサービス利用契約等に基づく債権が、甲から会社へ包括的に譲渡されること、及び債権譲渡により本条以下の規約が追加されることを異議なく承諾するものとします。これにより、債権譲渡の開始以降、毎月発生する売買代金ならびにサービス利用代金等の債権(以下「各債権」という)は甲から会社へ債権譲渡されるものとします。
- (2) 各債権の明細については、毎月末日に締切り、翌月 15 日頃までに顧客の届出住所宛に送付し通知します。
- (3) 顧客が、前項の通知を受けた後 10 日以内に、会社に対して異議申立を行わなかったときは、これを承諾したものとみなします。

第 3 条(債務の決済)

- (1) 口座振替の場合
顧客は各債権を、顧客の指定する金融機関の口座から、毎月 26 日(休日の場合は翌営業日)に一括して会社に支払うものとします。
- (2) 銀行振込又はコンビニエンスストアからの払い込みの場合
顧客は各債権を、会社が別途通知する会社指定の銀行口座への振込み、又はコンビニエンスストアからの払い込みにより、毎月月末(銀行休業日の場合は翌営業日)までに一括して支払うものとします。

第 4 条(遅延損害金)

顧客が各債権の支払いを怠ったときは、年 6.0%(1 年を 365 日とする日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。

第 5 条(通知義務)

- (1) 顧客は、会社に届け出た住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって甲及び会社に通知します。
- (2) 顧客は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし(1)の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 6 条(甲への通知)

顧客は、顧客が次のいずれかに該当した場合、その該当した事実を会社が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

- ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合。
- ② 本規約のいずれかに違反した場合。
- ③ 本制度の利用代金等、会社に対する債務の履行を怠った場合。
- ④ 顧客の本制度の利用状況が適当でないと会社が判断した場合。
- ⑤ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。
- ⑥ 差押え、仮差押え、仮処分(信用に関しないものは除く)の申立て又は滞納処分を受けた場合。
- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算、会社更生手続開始その他倒産手続の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをした場合。

第 7 条(合意管轄裁判所)

顧客は、各債権について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、顧客の住所地、購入地又は契約地、及び会社の本店、各支店、各営業所、各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所にすることに同意します。

第 8 条(報告及び調査)

- (1) 顧客は、財産、経営、状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。
- (2) 顧客は、財産、経営、状況について重大な変化が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第 9 条(債権の再譲渡)

顧客は、会社が甲から譲渡を受けた顧客の各債権を、都合により、再度甲へ譲渡することがあることを認め、会社から甲への譲渡を承諾します。

第 10 条(規約の変更)

本規約の変更について会社が変更内容を通知した後に本制度を利用したときは、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。

別記 2. 「債権譲渡に関する特約 2 個人情報の取扱いに関する同意条項」

第 1 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- (1) 申込者は、申込者に商品を販売またはサービスを提供する株式会社 IDC フロンティア(以下「譲渡会社」という)とファイナンス会社 (<https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>) に記載の窓口の会社のことをいい、以下「会社」という)との債権譲渡契約(以下「原契約」という)により発生する申込者の会社に対する支払状況の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「本

件個人情報」という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項(以下「本規約」という)により取得・保有・利用することに同意します。

- ①本契約(売買契約またはサービス利用契約等に関する申込及び会社に対する債権譲渡承諾を言う。以下同じ)の申込書に記載された申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況(これらすべての変更情報を含む)
 - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名またはサービス名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④本契約に関する申込者の過去の債務の返済状況
 - ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - ⑥会社が申込者に電話等により確認した情報又は申込者が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報
 - ⑧本契約に関する支払状況の管理業務及び本人確認のため、会社が必要と認めた場合に、会社が取得した申込者の住民票、自動車検査証等公的機関が発行する書類に記載されている情報
 - ⑨防犯上録画された映像等の情報
 - ⑩電話の録音等の音声情報
- (2) 申込者は、会社が支払状況の管理業務のために、電話、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3) 申込者は、申込者に次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため
 - ②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者との同一性を確認するため
- (4) 申込者は、会社が本契約に関する支払状況の管理業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡も含む)をする場合、本件個人情報を次の URL に記載の会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
- <https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>
- (5) 申込者は、本契約に基づく精算及び当該契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、譲渡会社に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、譲渡会社がそれらを利用することに同意します。
- (6) 申込者は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条(会社から譲渡会社への提供)

申込者は、本契約に関し会社に対する月々の支払いが滞った場合には、譲渡会社が申込者に対する役務の提供を停止するか否かの判断をするために、会社から譲渡会社に対して、申込者が支払いを延滞した事実を通知することに同意します。

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者は、会社及び譲渡会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。

①会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。

②譲渡会社に対して開示を求める場合には、譲渡会社にご連絡ください。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

第4条(本規約に不同意の場合)

会社は、申込者が、本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第5条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての申込者のお問い合わせや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

第6条(原契約が不成立の場合)

原契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条(本規約の変更)

本規約は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

※個人情報管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

次の URL をご参照ください。

別記 3. 「オプションサービスに関する特約」

第 1 条（定義）

本特約で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「オプションサービス」とは、【表 1】に記載されたサービスをいいます。
- (2) 「サービス別条項」とは、各オプションサービスに個別に適用される条項をいいます。
- (3) 「ライセンサー」とは、各オプションサービスの機能を提供するために当社が利用するソフトウェア等の保有者および指定代理店をいい、【表 1】に定めるとおりとします。
- (4) 「お客様情報」とは、お客様が当社に届け出た法人名/団体名、住所、メールアドレスその他の情報をいいます。

第 2 条（適用等）

1. 本特約は、【表 1】に記載するオプションサービスの利用契約に対して適用されるものとします。
2. 【表 1】に定めるサービス別条項は、本特約の一部として適用するものとします。
3. 当社は、オプションサービスの提供に際し、お客様から取得したお客様情報をオプションサービス提供のために必要な範囲でライセンサーに提供できるものとし、お客様は、当社による当該お客様情報の提供について同意するものとします。

【表 1】

オプションサービス	サービス別条項	ライセンサーおよびライセンサー別規約
WEB 改ざん検知サービス	第 3 条	株式会社セキュアブレイン http://www.gred.jp/saas/other/agreement.html ・『GREDWeb 改ざんチェック』の利用規約(※)
リソースブースター	第 4 条	—

※ 本特約の制定・施行時または直近の改定時の内容です。最新版は上記 URL またはライセンサーがその都度規約を掲載している WEB サイトを参照のうえご確認ください。

第 3 条（WEB 改ざん検知サービス）

お客様は、オプションサービス「WEB 改ざん検知サービス」の利用にあたり、【表 1】に記載するライセンサー別規約を確認し、これに同意するものとします。

第 4 条（リソースブースター）

1. 本条で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「お客様サーバー」とは、基本サービスにおいて当社が提供し、お客様が利用するサーバーをいいます。

- (2) 「本オプションサービス」とは、お客様サーバーのリソースを一時的に拡張するオプションサービス「リソースブースター」をいい、拡張可能なリソースの種類、容量および期間は、別に定めるものとします。
- (3) 「リソース拡張」とは、本オプションサービスによりリソースを拡張する作業をいいます。
- (4) 「リソース縮退」とは、リソースを拡張前の状態に収縮する作業をいいます。
2. 本オプションサービスの利用契約は、お客様が申し込む拡張期間ごとに一つの契約単位とします。
 3. お客様は、本オプションサービスの利用料金を基本サービスの利用料金とは別に契約単位ごとに支払うものとします。
 4. 当社は、当社が定める方法によりお客様が指定した日および時間帯においてリソース拡張を行い、リソース拡張完了時点より拡張期間を開始するものとします。ただし、当該時間帯がメンテナンスの日程と重複する場合その他やむを得ない事情がある場合、当社は、他の日時においてリソース拡張を実施することができるものとします。
 5. 当社は、リソース拡張期間の終了後、リソース縮退を行うものとし、リソース縮退は当社が定める日および時間帯において行うものとします。
 6. お客様は、リソース拡張およびリソース縮退がお客様サーバーの一時的な停止を伴うことを理解し、自己の責任において、本オプションサービスを利用するものとします。
 7. 当社は、リソース拡張およびリソース縮退に伴うお客様サーバーの一時的な停止（本条第8項による場合を含む）によりお客様または第三者に損害その他トラブルが生じた場合でも、責任を負わないものとします。
 8. 本オプションサービスの提供は、お客様サーバーに送信された全てのリクエストに対して応答することを保証するものではありません。
 9. 本オプションサービスの利用料金は、本約款第34条(返金)に定める返金の対象外とします。

附 則

第1条（発効期日）

本約款は、2015年2月5日に制定し、同日より効力を有するものとします。

第2条（改定）

1. 2017年6月8日 改定

以下の旧サービスの利用者の範囲において次の約款を本約款に統合

- ・レンタルサーバサービス利用契約約款
- ・オプションサービス利用契約約款別記4(Web改ざん検知サービス)

【旧サービス】

ビジネス 15、100、200、300、400

スーパービジネス 500、1000

ギガント・シリーズ

ギガント 2・シリーズ
ギガント mini・シリーズ
ライトビジネスシリーズ
ウルトラビジネス・シリーズ
ウルトラビジネス 2・シリーズ
ギガビジネス・シリーズ
ギガビジネスプラス・シリーズ
エコノミー・シリーズ(エントリー/メジャー)
ビズ・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)
ビズ2・シリーズ (ライトビズ/スモールビズ/ミディアムビズ/ラージビズ)
EC-CUBE サーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)

2. 2018年5月30日 改定
移行完了に伴う条項、記載の整理
3. 2018年8月29日 改定
 - ・オプションサービス追加に伴う条項の追記
 - ・個人情報の取り扱いに関する運用の明文化
 - ・その他表現の修正
4. 2019年4月1日 改定
株式会社 IDC フロンティアとの吸収合併に伴い、社名を「ファーストサーバ株式会社」から「株式会社 IDC フロンティア」に変更
5. 2020年3月31日 改定
 - ・約款変更手続及び損害賠償移管する文言修正
 - ・その他表現の修正
6. 2020年4月1日 改定
文言の一部修正
7. 2020年7月1日 改定
株式会社セディナの事業移管に伴う修正
8. 2022年6月1日 改定
プライバシーポリシーの改訂に伴う修正
9. 2022年9月15日 改定
 - ・運用支援サービス廃止に伴い、第20条第8項を削除

・別記1及び別記2に記載のお問い合わせ・相談窓口の一部変更

10. 2024年4月3日 改定

・SMBC ファイナンスサービス株式会社の商号変更及び組織再編に伴う一部変更